

◆令和2年7月28日開催障がい者差別解消支援地域協議会での意見

項目	当初事務局案	障がい者差別解消支援地域協議会修正案
条例名	芦屋市障がいを理由とする差別 をなくし 誰もが共に暮らせるまち条例	芦屋市障がいを理由とする差別 のない 誰もが共に暮らせるまち条例
	(附属機関意見) 委員より「差別は駄目」と条例名からも訴えるような名称の方がいいというご意見が挙がった。その一方で、この条例が目指す姿があらわされている案の名称を賛同される方もおられ、協議の結果、「差別をなくし」ではなく、そもそも「差別がない」まちが「あるべき姿」であることから、それを表す表現に改めるということで、「差別をなくし」の箇所を「差別のない」と改めることで意見がまとまった。	
政策形成過程への参画	市は、市政に関する政策形成過程において、障がいのある人からの意見の聴取を行うよう努めるものとする。	市は、市政に関する政策形成過程において、障がいのある人 等 からの意見の聴取を行うよう努めるものとする。
	(附属機関意見) これまでも、障がいのある人だけでなく、その家族などからも意見をお聴きしており、「障がいのある人」に限定するべきではないとの意見を受け、「障がいのある人等」に修正。	
障害者(児)福祉計画との関係	2 市は、前項の取組を定めるに当たり、芦屋市障害者(児)福祉計画の策定において障がいのある人の意見を反映させるため、参画の機会を設けなければならない。	2 市は、前項の取組を定めるに当たり、芦屋市障害者(児)福祉計画の策定において障がいのある人 等 の意見を反映させるため、参画の機会を設けなければならない。
	上記「政策形成過程への参画」項目と同様の観点から「障がいのある人等」に修正。	